

菊川市東部ふれあいプラザの指定管理者を指定しました

令和2年度12月菊川市議会定例会において議決をいただき、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、菊川市東部ふれあいプラザの指定管理者に「社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会」を指定しました。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称 菊川市東部ふれあいプラザ
所在地 菊川市潮海寺2947番地の6

2 指定管理者の名称及び所在地

名 称 社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会
代表者 会長 大橋 眞佐美
所在地 菊川市半済1865番地

3 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

4 選定方法

菊川市指定管理者選定委員会において、団体等から提出された申請及び提案内容について、同委員会選定要領に基づき、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、指定管理者候補者を選定した。

5 選定理由

「社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会」は、菊川市東部ふれあいプラザの管理運営を行う指定管理者として、施設の設置目的を十分に理解されており、管理運営業務仕様書（水準書）に沿った的確な事業計画により、高齢者に対し介護予防等のサービスを提供するとともに、高齢者の健康の増進を図る拠点として、当該施設の管理運営を円滑に遂行できると期待される。

以上のことから、「社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会」を菊川市東部ふれあいプラザの指定管理者候補者として適切であると判断した。

6 候補者に対する意見・要望

- (1) 地域との連携について期待している。今後も重点的に進めていただきたい。
- (2) 東部ふれあいプラザは生涯学習や世代間交流の活動する場でもあるため、今以上に、幅広く、多くの分野の方に使っていただけるような取り組みをお願いしたい。
- (3) 個人の寄付から始まった施設であるため、今後も、その方のご意向も踏まえて進めていただきたい。
- (4) コロナ禍の中、更に意識した衛生管理・安全管理に努めていただきたい。

7 指定管理者指定までの経緯

令和2年9月29日 第1回指定管理者選定委員会を開催

令和2年10月1日から令和2年10月9日まで 申請書類の受付

令和2年10月30日 第2回指定管理者選定委員会を開催 第1次審査(書類審査)、第2次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)の実施、選定

◆第2次審査 指定管理者候補者選定結果

区分	団体名	得点
候補者	社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会	【東部ふれあいプラザ】 524点

※配点700点中

令和2年12月10日 議決により指定